

## 第4節 富山県公害防止条例（騒音関係）

### 1. 特定施設

#### 1. 金属加工機械

- (1) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- (4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- (5) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
- (6) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーミングマシン
- (9) プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
- (10) タンブラー

- (11) 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）
- (12) ニューマチックハンマー（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- (13) 高速切断機（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）

2. 圧縮機及び送風機及び 蒸気タービン（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

#### 3. 粉砕機

- (1) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

- (2) 食料品加工粉砕機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (3) その他の用に供する粉砕機（破砕機及び磨砕機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

#### 4. 繊維機械（原動機を用いるものに限る。）

- (1) 織機（原動機を用いるものに限る。）
- (2) 紡績機械
- (3) 編組織（原動機を用いるものに限る。）
- (4) 撚糸機（原動機を用いるものに限る。）

## 5. 建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
- (2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

## 6. 木材加工機械

- (1) ドラムパーカー
- (2) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (3) 砕木機
- (4) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (5) 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (6) たてのご盤（原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）
- (7) かん盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）

## 7. 抄紙機

## 8. 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

## 9. 合成樹脂用射出成形機

## 10. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

## 11. 電気炉（変圧器の定格出力が500キロボルトアンペア以上のものに限る。）

## 12. ファスナー自動植付機

## 13. 集じん装置（送風機を使うものに限る。）

## 14. ディゼルエンジン及びガソリンエンジン（移動式のもの及び出力が7.5キロワット未満のものを除く。）

## 15. 走行クレーン

- (1) 天井走行クレーン（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (2) 門型走行クレーン（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

（注） 表中のうち枠内ものは、条例独自の特定施設であり、県下全域において規制が行われる。